

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 /
	6次産業化の推進	スマート農業
	担い手の育成	加工・販売促進 / 地産地消
実施主体別		新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善
		県

事業名	躍進しもきた新規就農者所得アップ支援事業（県単・新規）			
アピールポイント	新規就農者を対象に、農業DXを取り入れて、栽培技術、経営管理手法、農産物加工技術及び販売手法のスキルアップを図り、農業所得の向上につなげる。また、「冬の農業」への取組を進め、冬期間の農業所得確保を図る。			
事業の趣旨	各種研修をとおして新規就農者の資質を総合的に高めるとともに、「冬の農業」への取組により農業所得の向上を図る。 また、新規就農者の安定確保に向け、関係機関による支援体制を強化するとともに、SNSを活用し就農に向けた意識啓発を図る。	予算額(千円)	1,660	
		内訳	国	—
			県	1,660
			その他	—
事業の内容等	1 新規就農者の総合的なスキルアップによる農業所得の向上 (1) 主力作物「夏秋いちご」の栽培技術向上を目的とした研修会の開催 (2) クラウド型会計ソフト等を活用した経営研修会の開催 (3) 農産物加工研修会や、農業ビジネスマッチングサイト等を活用した販売研修会の開催 (4) 生産技術、市場流通及び加工・販売等の課題解決を目的に新規就農者自らが企画する研修経費の一部助成  2 「冬の農業」の導入による農業所得の向上 (1) 下北の冬の地域特産野菜「たらのめ」の展示ほ設置や、現地研修会の開催 (2) 「たらのめ」栽培マニュアルの作成・配布と、主要技術のデジタル画像・動画のWeb公開  3 新規就農に係るサポート体制と情報発信の強化 (1) 農業経営士や市町村等と連携した、新規就農者の支援組織づくりに向けた「しもきた新規就農支援会議」の開催 (2) X（旧Twitter）やInstagramを活用した新規就農関係情報の発信や、新規就農者の情報発信力向上を目的としたSNS活用研修会の開催  《事業実施主体》 県（下北地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和6～8年度	担当	下北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (代表0175-22-8581、内線232、288)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善
実施主体別	県	

事業名	東青地域新規就農サポート強化事業（県単・継続）			
アピールポイント	新規就農者が農業を生業として地域に定着できるよう、経営者として必要な知識の早期習得と東青地域の主要品目を主体とした所得確保に向け、支援を強化する。			
事業の趣旨	東青地域では、最近10年間で農業経営体数の減少や高齢化が進行しており、新規就農者は貴重な担い手として期待されている。しかし、非農家出身者が多く、生産基盤の脆弱さに加え、農業経営の知識が乏しく、農業所得が低い。 このため、支援体制を強化し、栽培技術や経営管理能力向上のための支援を行い、所得向上を図る。	予算額(千円)	2,691	
		内訳	国	—
			県	2,691
			その他	—
事業の内容等	1 就農希望者の資質向上と支援体制の強化 (1) 就農希望者の資質向上 ア 農業経営、営農計画等に関するセミナーの開催 (2) 就農支援のための体制強化 ア 東青地域新規就農者支援会議の開催 イ 研修受入農家などへのコーチング等の研修実施  2 新規就農者のスキルアップ (1) 栽培技術・経営管理能力向上のための支援 ア 東青版「新規就農者向け営農指南書」の作成 イ 新規就農者自らが企画立案した先進地調査への支援と調査結果の報告 (2) 販売能力向上のための支援 ア 模擬商談会・商品評価会、お試し販売会の実施  《事業実施主体》 県（東青地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【令和6年度実施計画等】 1 就農希望者向けセミナーの開催 2 東青地域新規就農者支援会議の開催 3 研修受入農家などへの研修実施 4 東青版「新規就農者向け営農指南書」の作成 5 新規就農者による先進地事例調査への支援と調査結果報告会の開催 6 模擬商談会・商品評価会、お試し販売会の実施				
実施期間	令和4～6年度	担当	東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (直通017-734-9990)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全
	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (狩猟者の確保)
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他 (侵入防止柵)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫・継続) 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	---

アピールポイント	鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。
----------	--

事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額 (千円)	66,400	
		内訳	国	66,400
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 ソフト対策</p> <p>(1) 地域ぐるみの被害防止活動</p> <p>ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等</p> <p>イ 広域柵の再編整備計画策定支援</p> <p>ウ サル・クマ・鳥類の各複合対策 (捕獲や追払いなど複数の取組)</p> <p>エ 他地域の人材を活用した取組</p> <p>オ ICT等新技術の活用 (ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組)</p> <p>カ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援</p> <p>(2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備</p> <p>(3) ICT等新技術実証</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (販売拡大、搬入促進支援)</p> <p>(6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化 (実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援)</p> <p>(7) 捕獲サポート体制の構築</p> <p>(8) 処理加工施設の人材育成</p> <p>(9) ICT活用による情報管理の効率化</p> <p>(10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲</p> <p>2 ハード対策</p> <p>(1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備 (既設柵の地際補強含む)</p> <p>(2) 捕獲鳥獣の処理加工施設 (食肉利用等施設等) の整備</p> <p>(3) 捕獲技術高度化施設 (射撃場) の整備</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>①ソフト対策：地域協議会 (市町村ほか関係機関で構成)</p> <p>②ハード対策：地域協議会等 (地域協議会又はその構成員)</p>	補助率	標準事業費
		<p>ソフト対策定額 1/2以内 (鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額 (限度額あり))</p> <p>ハード対策定額 1/2以内 (侵入防止柵の資材費のみの場合は定額)</p>	<p>ソフト対策定額補助の限度額は50万円～ (鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり)</p>

- 【採択要件】
- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
  - 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。等

【令和6年度実施計画等】 18 地域協議会

実施期間	令和6～8年度	担当	農産園芸課 安心推進グループ (内線5082、直通017-734-9352)
------	---------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域経営体等

事業名	「あおもり型農村RMO」育成事業（県単・新規）			
アピールポイント	これまで育成してきた「地域経営体」を中心とする青森型の地域運営組織（農村RMO）を育成し、活力ある農山漁村づくりに取り組む。			
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農泊や地域の食などを取り入れた活動を地域づくりに生かしながら、地域経営体を中心とした稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)	61,797	
		内訳	国	—
			県	61,797
			その他	—
事業の内容等	<p>1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援</p> <p>2 農村RMOスタートアップの推進 農村RMOの形成につながる地域経営体や地域経営体候補者の新しい取組に対する補助</p> <p>3 農村RMOの育成（モデル集落の育成） （1）モデル集落内の地域経営体や活動母体となる団体の取組に対する補助 （2）中間支援組織による伴走支援（委託） （3）研修会の開催及び有識者によるサポート等</p> <p>《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 地域経営体等 3 （1）モデル集落内の地域経営体、むらづくり協議会等 （2）（3）県</p>	補助率	標準事業費	
		1 ソフト 定額	1 補助限度額 2,000千円/ 地域	
		2 ソフト 定額 ハード 1/2 (ソフト必須)	2 補助限度額 ソフト 1,000千円 ハード 1,000千円	
		3(1) ソフト 定額 ハード 1/2 (ソフト必須)	3(1) 補助限度額 ソフト 1,000千円 ハード 1,000千円	
	【採択要件】 1、2及び3（1）については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。			
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / スマート農業 経営改善 スマート農機
実施主体別	県	

事業名	「西北のハンデ克服」リモート技術を活用した肉用牛生産推進事業 (県単・継続)			
アピールポイント	昨今のコロナ禍により既に普及し、定着したリモート技術を畜産分野でも積極的に活用することで、西北地域の抱える距離的、時間的なハンデを克服することが可能となる。			
事業の趣旨	西北地域での肉用牛生産を維持し拡大するため、リモート技術を活用した飼養管理の効率化と草地管理技術の高度化を図り、草地資源の有効活用による低コストな肉用牛生産体制の整備に取り組む。	予算額(千円)	1,499	
		内訳	国	—
			県	1,499
			その他	—
事業の内容等	1 リモート技術の活用に向けた検討 開業獣医師、畜産組合員、畜産研究所等で構成するリモート技術導入検討会議を開催し、画像による飼養管理の効率化に係る課題の解決を図る。 2 リモート技術の活用手法の実証 (1) 飼養管理情報共有化による効率化実証 預託施設で飼育される肉用牛の状態をリモート技術により画像で開業獣医師と生産者で共有することで疾病の早期発見による飼育管理の効率化を図る。 (2) 公共牧場の草地管理技術の高度化実証 牧場の草地の状況をリモート技術により画像で畜産研究所と共有し、施肥の指導などを受ける体制を構築することで、牧場の有効利用を図る。 3 リモート技術の普及啓発 2で実施した取り組みについて、西北地域全体で活用できる「リモート技術活用マニュアル」を作成する。  《事業実施主体》 県(西北地域県民局地域農林水産部)	補助率	標準事業費	
		—	—	
【令和6年度実施計画等】 1 リモート技術の導入結果の検証や課題等について検討 2 獣医師との共同利用牛舎内カメラ画像の飼養管理情報の共有による速やかな診療相談 3 放牧地の画像診断による草地管理情報の共有や肥培管理技術指導				
実施期間	令和5～6年度	担当	西北地域県民局地域農林水産部 畜産課 (代表0173-72-6612)	



目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	機械購入
実施主体別		その他（集落営農組織）

事業名		集落営農活性化プロジェクト促進事業（国庫・継続）		
アピールポイント		集落営農組織の活性化に向け、ソフト・ハード両面で支援する。		
事業の趣旨	集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)	30,465	
		内訳	国	30,465
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 ビジョンづくりへの支援 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援（支援期間：最長5年）</p> <p>2 具体的な取組の実行への支援 （1）取組の中核となる人材等を確保するため、新たな農業人材等を雇用する経費（賃金等）（最長3年） （2）収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 （3）信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 （4）効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 （5）集落営農の取組を地域の関係機関がサポートする経費</p> <p>《事業実施主体》 1及び2（1）～（4）：市町村、 2（5）：県、市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	補助限度額 1,000万円以内/集落営農組織	
		定額	100万円 上限/年	
		定額 1/2以内 定額	25万円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 組織の定款又は規約を有すること。 2 共同販売経理を実施していること。 3 人・農地プランもしくは地域計画に位置付けられていること。 4 具体的な取組の実行への支援を受けるためには、ビジョンの作成が必須となること。</p>				
実施期間	令和4～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善
	実施主体別	県 / 農協

事業名	持続可能な酪農経営基盤強化対策事業（県単・新規）			
アピールポイント	酪農の経営基盤を強化するため、新たな経営改善モデルの作成・指導や、将来の酪農経営を支える高能力な乳用後継牛の生産支援を行う。 また、畜産経営基盤の経営継承や、将来の畜産人財に対する畜産現場の体験機会の提供を行う。			
事業の趣旨	本県の酪農経営は配合飼料価格の高騰が経営を圧迫していることから、配合飼料から自給飼料への置き換えを促すほか、高能力な乳用後継牛の生産を支援する。 また、畜産は経営を開始するための初期投資が高額で新規参入のハードルが高いことから、第3者継承を支援するほか、将来の畜産人財に対して畜産現場を体験する機会を提供し、担い手確保を図る。	予算額(千円)	18,218	
		内訳	国	
			県	18,218
			その他	—
事業の内容等	1 新たな飼養規模別経営指標の作成及び普及 (1) 飼料価格の高騰等に対応した新たな飼養規模別経営指標の作成 (2) 飼養規模別経営指標を活用した改善策の検討と農家への普及 (3) 経営改善に向けた飼養管理技術研修会の開催 2 高能力な乳用後継牛の生産 (1) ゲノミック解析活用による県内牛群の遺伝的能力評価値の把握 (2) 性選別精液の活用による、効率的な後継牛生産 (3) ゲノミック解析活用に向けた研修会の開催 3 継承支援の体制整備 (1) 体制の整備及び継承支援 ア 就農フェア等における継承希望者の呼び込み イ 継承希望者と移譲希望者のマッチング 4 本県畜産の体験機会の提供 (1) 小中学生等に対する現場見学研修の開催 (2) インターンシップの実施	補助率	標準事業費	
		2 (1) 1/2 以内  (2) 1/2 以内	上限額 5,000円  上限額 5,000円	
実施期間	令和6～8年度	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4815、直通017-734-9496)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別		市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体

事業名		果樹経営支援対策事業（国庫・継続）		
アピールポイント		果樹の優良品種への改植・新植、改植・新植と同時に実施する小規模園地整備、放任園地発生防止（廃園）等の整備事業及び大苗育苗ほの設置等の推進事業を実施できる。		
事業の趣旨	産地自らが策定した果樹産地構造改革計画の実現に向けて、担い手の経営基盤の強化と産地の競争力を高めるため、次の取組を支援する。  ※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 整備事業	補助率	標準事業費	
	(1) 優良品目・品種への改植・新植	定額	17(15)万円	
	ア りんご普通樹、主要落葉果樹	定額	33(32)万円	
	イ りんごのわい化栽培、ぶどう（加工用）の垣根栽培、なし等のジョイント栽培	定額	73(71)万円	
	ウ りんご超高密植（トールスピンドル）栽培	1/2		
	エ その他果樹（慣行栽培、省力樹形等）	1/2		
	(2) 小規模園地整備（全ての果樹）	1/2		
園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、排水路の新設				
(3) 放任園地の発生防止対策（伐採、植林）				
ア りんご（わい化含む）	定額	8万円		
イ その他	1/2			
(4) 用水・かん水施設の整備	1/2			
(5) 防災施設の整備	1/2			
防霜施設、防風施設の新設			※事業費は10a当たり	
※（2）、（4）、（5）の取組は、（1）の取組と同時に実施するものであること。			※（ ）は新植の額	
2 推進事業				
大苗育苗ほの設置	1/2			
《支援対象者》				
果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等	定額			
【採択要件】				
1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。				
2 受益面積が地続きで概ね2a以上であること。				
3 改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。				
4 防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実であること。				
実施期間	令和2～6年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5149、直通017-734-9492)	



目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別		市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の園地整備、災害防止施設整備等の整備事業を実施できる。			
事業の趣旨	<p>需要の変化に対応するため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な農業者を対象として、優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援する。</p> <p>※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。</p>	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 小規模園地整備 園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、用水・かん水施設の整備、排水路の新設、防霜施設、防風施設の新設</p> <p>《事業実施主体》 果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
<p><b>【採択要件】</b></p> <p>1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。</p> <p>2 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。 優良品目・品種への改植・新植：地続きでおおむね2a以上 小規模園地整備：地続きでおおむね10a以上 (ただし、土層改良は地続きでおおむね2a以上)</p> <p>3 改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。</p> <p>4 防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実であること。</p>				
実施期間	令和4～6年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5149、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備
実施主体別	個人 / 任意団体	

事業名	果樹未収益期間支援事業（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹経営支援対策事業により、優良な品種・品目へ改植・新植した場合に発生する未収益期間の経営を支援する。			
事業の趣旨	<p>果樹産地構造改革計画の実現に向けて、優良品種・品目への改植等を促進するため、植栽後発生する未収益期間（4年間を想定）について、事業実施者の経営負担とならないよう支援を行う。</p> <p>※国が（公財）中央果実協会を通じて実施している事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。</p>	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 対象となる改植等について</p> <p>(1) 果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業の「園芸作物等の先導的取組支援」を活用した改植、新植が対象</p> <p>(2) 改植・新植実施年の翌年から成園化までの4年分の管理経費の1/2相当額（5.5万円/10a/年）を定額で初年度に一括交付</p> <p>《支援対象者》 果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手等</p>	補助率	標準事業費	
		定額	22万円/10a 〔5.5万円/10a×4年間〕	
<p>【採択要件】 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。</p>				
実施期間	令和2～6年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5149、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成 機械・施設の整備	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 加工・販売促進 / グリーン・ツーリズム 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 女性活動支援 施設導入 / 機械購入
実施主体別	県 / 個人 / 任意団体	

事業名	女性起業課題解決・活躍促進事業（国庫・継続） 【地域女性活躍推進交付金】			
アピールポイント	農山漁村女性の起業を積極的に支援するほか、女性起業が抱える課題の解消に向けた支援を行う。			
事業の趣旨	女性の視点を生かした起業活動を支援し、農山漁村女性の活躍を推進するとともに、次世代を担う女性起業家の育成と地域活動等の発展を図る。	予算額(千円)	2,967	
		内訳	国	397
			県	2,570
			その他	—
事業の内容等	<p>1 女性起業の促進</p> <p>(1) 実態調査 女性起業の実態・課題を把握するために、起業活動実態調査を実施</p> <p>(2) 基礎講座 食品衛生法、食品表示の改正など関連法規や技術習得のための基礎的な講座を開催（各県民局1回）</p> <p>(3) ステップアップ講座 事業拡大、技術向上のための専門的な講座を開催（年2地区）</p> <p>(4) 女性起業専用サイトの開設 県HP内に女性起業の専用ページを開設し、モデルとなる優良事例や補助事業等の支援策について紹介</p> <p>2 起業活動支援</p> <p>(1) 事業経費の補助 新規参入、経営力向上、高付加価値化を目指した事業や、加工技術の向上や継承につながる活動に必要な経費を補助《補助金上限額》1件当たり500千円以内</p> <p>(2) フォローアップ 補助事業活用者に対し、事後アンケート等で追跡調査を行い、課題解決や経営発展に向けた指導や助言を実施</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内	個人・一団体当たり 1,000千円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業実施主体 県内で農林漁業に従事している女性、又はこれらの女性が中心となり組織する団体であること。</p> <p>【令和6年度実施計画等】 未定</p>				
実施期間	令和5～7年度	担当	農林水産政策課 農業改良普及グループ (内線4989、直通017-734-9473)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化
	担い手の育成	経営改善 / その他 (IT化)
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化
	生産基盤の整備	その他 (飼料基盤整備)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別	その他 (公益社団法人あおもり農業支援センター)	

事業名	草地畜産基盤整備事業 (国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。			
事業の趣旨	畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。	予算額(千円)	146,575	
		内訳	国	107,590
			県	38,985
			その他	—
事業の内容等	1 事業内容 事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備 (1) 基本施設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等 (2) 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等 (3) 農機具等導入 《事業実施主体》 公益社団法人あおもり農業支援センター	補助率	標準事業費	
		(1)、(2) 国50% 県15%	—	
【採択要件】 1 草地整備型 (公共牧場整備事業) (1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。 (2) 公共牧場の既存草地面積が100ha (中山間地域は50ha) 以上であること。 (3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して5年以上経過していること。 (4) 事業完了後の受益面積が60ha (中山間地域は30ha) 以上であること。 2 畜産担い手総合整備型 (再編整備事業) (1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。 (2) 事業参加者が10人 (中山間地域については5人) 以上であること。 (3) 家畜飼養頭数 (豚換算) が2,000頭 (中山間地域は1,000頭) 以上であること。 (4) 担い手に係る畜産物生産が2分の1以上であること。 (5) 受益草地等の面積が30ha (中山間地域は15ha) 以上であること。 【令和6年度実施計画等】 和平地区 (田子町)、むつ・東通地区 (むつ市・東通村)、八森地区 (六ヶ所村)				
実施期間	昭和59～令和9年度	担当	畜産課 飼料環境グループ (内線4823、直通017-734-9497)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		株式会社日本政策金融公庫

事業名		農業改良資金（国庫・継続）		
アピール		担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。		
事業の趣旨	農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。	予算額(千円)		(公庫資金)
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、果樹・家畜の導入、その他初度的経費  2 貸付対象者 (1) 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等 (2) 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 (3) 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 (4) 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） (5) みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等  3 貸付利率 無利子  4 償還期間（据置期間） 12年以内（3年以内※特例5年）  5 貸付限度額 (1) 個人 5,000万円 (2) 法人 1億5,000万円	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和31年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	



目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	利子補給	
実施主体別		農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	農業近代化資金（県単・継続）			
アピール	農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	<p>農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。</p>	貸付枠(千円)	1,200,000	
		内訳	国	—
			県	1,200,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 貸付対象事業  (1) 農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象）  (2) 果樹その他永年性植物の植栽又は育成  (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成  (4) 事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象）  (5) 長期運転資金  (6) 農村環境整備資金  (7) 農村における給排水施設の改良造成又は取得等</p> <p>2 貸付対象者  (1) 認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等  (2) 農協、農協連合会等</p> <p>3 貸付利率  1. 10% ※R6.3.18現在</p> <p>4 償還期間（据置期間）（原則）  (1) 農業者等 15年以内（3年以内）  (2) 農協等 15年以内（3年以内）</p> <p>5 貸付限度額  (1) 個人 1,800万円  (2) 法人 2億円</p> <p>6 融資率  80%以内（認定農業者は100%以内）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和36年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	6次産業化の推進 担い手の育成	加工・販売促進 新規就農 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化
実施主体別	県 / 農業法人	

事業名	農業経営・就農支援体制整備推進事業（国庫・継続） 【農業経営・就農サポート推進事業】			
アピールポイント	農業経営の法人化、円滑な経営承継、新規就農者の定着促進等の多様な経営課題について、中小企業診断士や税理士、社会保険労務士、農業経営士等の登録専門家から無料でアドバイスを受けられる。			
事業の趣旨	関係機関と連携して農業経営及び就農等希望に関する相談・支援体制を整備し、農業者及び就農等希望者に対する経営相談・診断、課題に応じた専門家派遣・巡回指導その他の個別支援を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承ほか、新規就農及び新規就農者の早期定着・促進を図る。	予算額(千円)	11,650	
		内訳	国	11,557
			県	93
			その他	—
事業の内容等	1 実施体制の整備（農業経営・就農支援センターの設置） 相談窓口の設置、センター運営会議・経営戦略会議の開催、 経営・就農専属スタッフの配置、専門家の登録等 2 経営サポート活動 （1）センター運営会議において、重点支援対象者を決定し、 経営専属スタッフによる経営診断後、経営戦略会議で農業者 毎の経営戦略（伴走型支援計画等）を策定 （2）専門家等から構成される支援チームを編成し、伴走型支 援を実施 （3）相談カルテの作成により、関係機関と情報を共有 （4）経営相談会、経営セミナー等の実施 3 就農サポート活動 （1）就農希望者や参入希望者等からの相談対応 （2）就農に関する情報提供等 4 農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動 重点支援対象者の掘り起こし、人材確保推進活動（就農希 望者等へのPR・情報提供）、研修会・相談会の開催等	補助率	標準事業費	
		【採択要件】 1 管轄の農業普及振興室に重点支援対象者となる旨の同意書を提出すること。 2 重点支援対象者は経営診断に必要な直近3か年分の確定申告書（損益計算書、貸借対照表など）の写しを提出すること。 3 新規就農者等の3か年分の確定申告書がない者は、就農計画や技術習得状況、資金準備状況等を確認することで経営診断とする（国に確認済み）。		
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5059、直通017-734-9463)	

目的別	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	経営改善
	融資制度	融資
実施主体別	農協等融資機関	

事業名	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な短期運転資金を借りやすく返しやすい方式（極度額方式）及び低利で貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が、農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な短期運転資金を低利で貸付けする。	貸付枠(千円)	114,000	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 種苗・肥料・飼料・農薬代・労賃 (2) 中小家畜購入費 (3) 小農機具・施設修繕費 (4) 地代・機械等のリース料等  2 貸付対象者 認定農業者  3 貸付利率 1.50% ※R6.3.18現在  4 償還期間 1年以内（極度額方式・借入、返済随時）  5 極度額 (1) 個人 500万円（畜産・施設園芸2,000万円） (2) 法人 2,000万円（畜産・施設園芸8,000万円）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
実施主体別	県	

事業名	あおもり新農業人サポート事業のうち 非農家出身者再チャレンジ支援事業（県単・継続） 及び青森県新規就農メンター制度			
アピールポイント	非農家出身の新規就農者が経営改善の取組を行う場合、支援を受けられるほか、農業経営で悩んでいる非農家出身の就農希望者や就農初期の農業者等が、県が認定したメンターから助言を受けられる。			
事業の趣旨	<p>非農家出身者は、経営基盤がぜい弱で、就農時点で予期できなかったトラブルに直面し、所得が低迷することが多い傾向にある。</p> <p>このため、非農家出身の新規就農者の経営改善に向けた取組に対して支援し、所得の向上を図る。</p> <p>また、優れた農業経営を実践している非農家出身の農業者をメンターに認定し、課題を抱える非農家出身の就農希望者等に派遣して実践的なアドバイスをすることで、早期の経営安定化を図る。</p>	予算額(千円)	10,987	
		内訳	国	—
			県	10,987
			その他	—
事業の内容等	<p>1 非農家出身者再チャレンジ支援事業 非農家出身の新規就農者が行う経営改善に要する経費を支援 《事業実施主体》 就農4～6年目の非農家出身の新規就農者</p> <p>2 青森県新規就農メンター制度 (1) メンターの概要 トマト、りんご、野菜などを栽培する15名 (2) 就農メンターの主な役割 ア 就農希望者に対する青年等就農計画作成等に当たっての助言指導 イ 新規就農者の育成に当たっての助言指導 ウ 県の主催する就農相談会や各種研修会への協力 エ 市町村との連携活動</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内 (100万円以内)	200万円以内	
<p>【採択要件】</p> <p>1 非農家出身者再チャレンジ支援事業 (1) 青森県内で農業を営む非農家出身（青年等就農計画で「新たに農業経営を開始」に該当する者）の独立自営就農者。 (2) 応募時において、国の農業次世代人材投資事業の経営開始型又は新規就農者育成総合対策の経営開始資金の支援を受けている（受けていた）就農4年目から6年目の者。 (3) 青年等就農計画に定めた所得目標が未達成であり、達成に向けて経営改善が見込まれる者。</p>				
実施期間	令和4～6年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5060、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善
実施主体別	県	

事業名	三八型農業経営改善モデル創出事業（県単・新規）			
アピールポイント	農業経営の拡大や安定に向けて、データの活用や労働力の確保により経営力を強化した取組事例を創出し、その取組手法を広く普及するとともに、関係機関等でこれらの経営改善情報を共有し、農業経営力を高める改善活動を支援していく。			
事業の趣旨	三八地域の農業経営体は、県内他地域の平均と比べると、 1 農業経営体当たりの経営面積が小さく、売上げ1千万円未満の経営体が多く、データを活用した農業を実践している農業経営体の割合や、雇用した農業経営体の割合が低い。 このため、地域ぐるみで、農業経営力向上に向けた改善活動を支援し、その取組手法を広く普及することにより、管内の農業者等の所得向上を図る。	予算額(千円)	4,480	
		内訳	国	—
			県	4,480
			その他	—
事業の内容等	1 地域ぐるみの支援体制づくり (1) 支援会議を開催し、経営改善実践者の取組を情報共有するとともに、その実践者のフォローアップ方法を検討 (2) 成果発表会を開催し、「農なび青森」でその取組を周知するとともに、実践者及び支援者による仲間づくりを推進  2 三八型農業経営改善モデルの創出 (1) ほ場環境データ等を活用した栽培管理の適正化、労務データの把握と共有による人員配置の最適化などに取り組む農業者を支援 (2) 都市部大手企業に所属し、マーケティングや経営企画などの高度な技術を持った人材に副業をしてもらい、大都市向け営業やEC（ネット通販など）の強化による売上増などに取り組む農業者を支援 (3) 首都圏等に在住する県内旅行者のうち、農作業を手伝うために来る人材の受入による労働力確保や地域交流などに取り組む農業者を支援 (4) 農業者同士が販売可能な数量を確保し、価格向上に向けた交渉を行うなど、販売開拓などに効果を上げるため連携して取り組む農業者組織を支援  《事業実施主体》 県（三八地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【令和6年度実施計画等】 1 支援会議の開催 2 データ活用や労働力確保などの経営改善に取り組む農業者等への実証委託 3 成果発表会の開催や「農なび青森」への掲載等による周知				
実施期間	令和6～8年度	担当	三八地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (代表0178-27-5111、内線221)	



目的別	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
実施主体別	県 / 個人	

事業名	農業グローバル人材育成システム確立支援事業（国庫・新規）			
アピールポイント	<p>「あおもり農業経営塾」（農業版MBA）では、農業経営のプロになるための一流講師陣による実践的で体系的な研修を受講できる。</p> <p>あおもり農業グローバルチャレンジ支援（提案型海外研修支援）では、自ら企画した海外研修に係る経費の支援を受けられる。</p>			
事業の趣旨	<p>農業経営のプロフェッショナルを養成するため、若手農業者を対象に「あおもり農業経営塾」（農業版MBA）を開講し、一流講師陣による実践的で体系的なカリキュラムによる経営力向上研修を実施する。</p> <p>また、将来の本県農業のグローバル化を担う人材を育成するため、あおもり農業グローバルチャレンジ支援（提案型海外研修支援）として、若手農業者や農業を学ぶ高校生、大学生等を対象に提案型の海外研修を支援する。</p>	予算額(千円)	26,567	
		内訳	国	10,296
			県	16,271
			その他	—
事業の内容等	<p>1 「あおもり農業経営塾」（農業版MBA）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象：若手農業者等（青年農業士、若手農業トッパー塾修了生、雇用就農者等）</li> <li>募集人数：15名程度</li> <li>研修内容：講演・講義・演習等を年8回程度開催</li> </ul> <p>2 あおもり農業グローバルチャレンジ支援（提案型海外研修支援）</p> <p>(1) 学生部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象：農業を学ぶ高校生、大学生等（3～10名のチームで応募）</li> <li>※教職員引率2名</li> <li>支援割合：支援対象経費の10/10以内（上限あり）</li> </ul> <p>(2) 農業者部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象：若手農業者等（3～10名のチームで応募）</li> <li>支援割合：支援対象経費の1/2以内（上限あり）</li> </ul> <p>【支援対象経費】</p> <p>交通費、宿泊費、通訳料、視察料、海外旅行保険など</p> <p>※食事代、現地交通費（観光など目的外のもの）などは対象外</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
		10/10以内	1チーム当たり520万円程度	
1/2以内	1チーム当たり260万円程度			
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5059、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
	融資制度	融資
実施主体別		市町村 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。	予算額(千円)		
		内訳	国	—
			県	—
		その他	—	
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 等 2 貸付対象者 認定農業者 3 貸付利率 0.60%～1.10% ※R6.3.18現在 4 償還期間 25年以内（うち据置10年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 3億円（特認 6億円） (2) 法人 10億円（特認30億円） 6 融資率 100%	補助率	標準事業費	
		利子分 に対し 国 10/10  （無利子化措置の対象となった場合）	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。 【令和6年度金利負担軽減措置】 令和6年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、目標地図に位置付けられた者、人・農地プランに位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から5年間に限り無利子となる。（ただし、安定化長期資金、補助残融資資金除く）				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ （内線4799、直通017-734-9459）	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		農協 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名		経営体育成強化資金（国庫・継続）		
アピールポイント		認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための前向き資金と負債の償還負担を軽減するために必要な長期資金を低利で貸付けする。		
事業の趣旨	認定農業者以外の担い手が、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械等の取得費用を貸付けする前向き投資資金と償還負担を軽減するための資金を低利で貸付けする。	予算額(千円)	(公庫資金)	
		内訳	国	—
			県	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 (3) 農産物加工処理・流通販売施設 (4) 負債整理 2 貸付対象者 認定農業者以外の担い手 3 貸付利率 1. 10% ※R6.3.18現在 4 償還期間（据置期間） 25年以内（3年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 1億5,000万円 (2) 法人 5億円 6 融資率 80%	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者以外の担い手で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。				
実施期間	平成13年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	